

品川区民憲章

品川区は、東に東京湾を擁し、西にはるか富士を望み、国際都市東京の表玄関に位して、江戸の昔から交易の拠点となり、我が国文化と産業の発祥地として、あまねく都民の心のふるさとであります。わたくしたちは、

この輝かしい歴史と伝統を誇りとし、文化の香り豊かな近代都市への発展を目指して、ここに区民憲章を制定いたします。

一、わたくしたちは、自由と平等を基本理念として、住民自治を確立し、進んで区政に参加します。

一、わたくしたちは、心の触れ合いを大切にして、互いに人権を尊重し、人間性豊かな環境をつくります。

一、わたくしたちは、古きよき歴史と伝統を守り、さらに生活文化を発展させ、これを後世に伝えます。

一、わたくしたちは、自然を大切にして、生活との調和をはかり、健康で豊かな区民生活を目指します。

一、わたくしたちは、自立と連帯の精神に支えられた、思いやりと生きがいのある地域社会をつくります。

制定 一九八二(昭和五十七)年十月日

非核平和都市品川宣言

今、この地球に、人類は自らを滅ぼして余りある核兵器を蓄えた。

いまだかつて、開発された兵器で使われなかったものはない。これは、歴史の恐るべき証明である。

一刻も早く、核兵器をなくさなければならぬ。頭上に核の閃光がひらめく前に。

遅すぎたとき、それを悔やむだけの未来すら、我われには残されていない。

品川区は、

核兵器廃絶と恒久平和確立の悲願を込めて、ここに非核平和都市を宣言し、

全世界に訴える。

我われは、いかなる国であれ、いかなる理由であれ、

核兵器の製造、配備、持込みを認めない。持てる国は、即時に核兵器を捨てよ。

このかけがえのない美しい地球と、そこに住む生きとし生けるものを、守り伝えるために。

一九八五(昭和六十)年三月二十六日

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして自由であり、平等である。いかなる国や個人も、いかなる理由であれ絶対にこれを侵すことはできない。

幾多の試練と犠牲のもとに

日本国憲法と世界人権宣言は

この人類普遍の原理をあらわし

人権の尊重が

国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の実情は

いまだに差別意識と偏見が

人々の暮らしの中に深く根つき

部落差別をはじめ

障害者、女性、先住民族、外国人への差別など

どれほど多くの人間が苦しんでいることが

人間がつくりあげた差別は

人間の理性と良心によって

必ずや解消できることを

我々は確信する

平和で心ゆたかな

人権尊重の社会の実現をめざす品川区は

『人権尊重都市品川』を宣言し

差別の実態の解消に努め

人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することを

ここに誓う

一九九三(平成五)年四月二十八日



区の花「さつき」



区の鳥「ゆりかもめ」

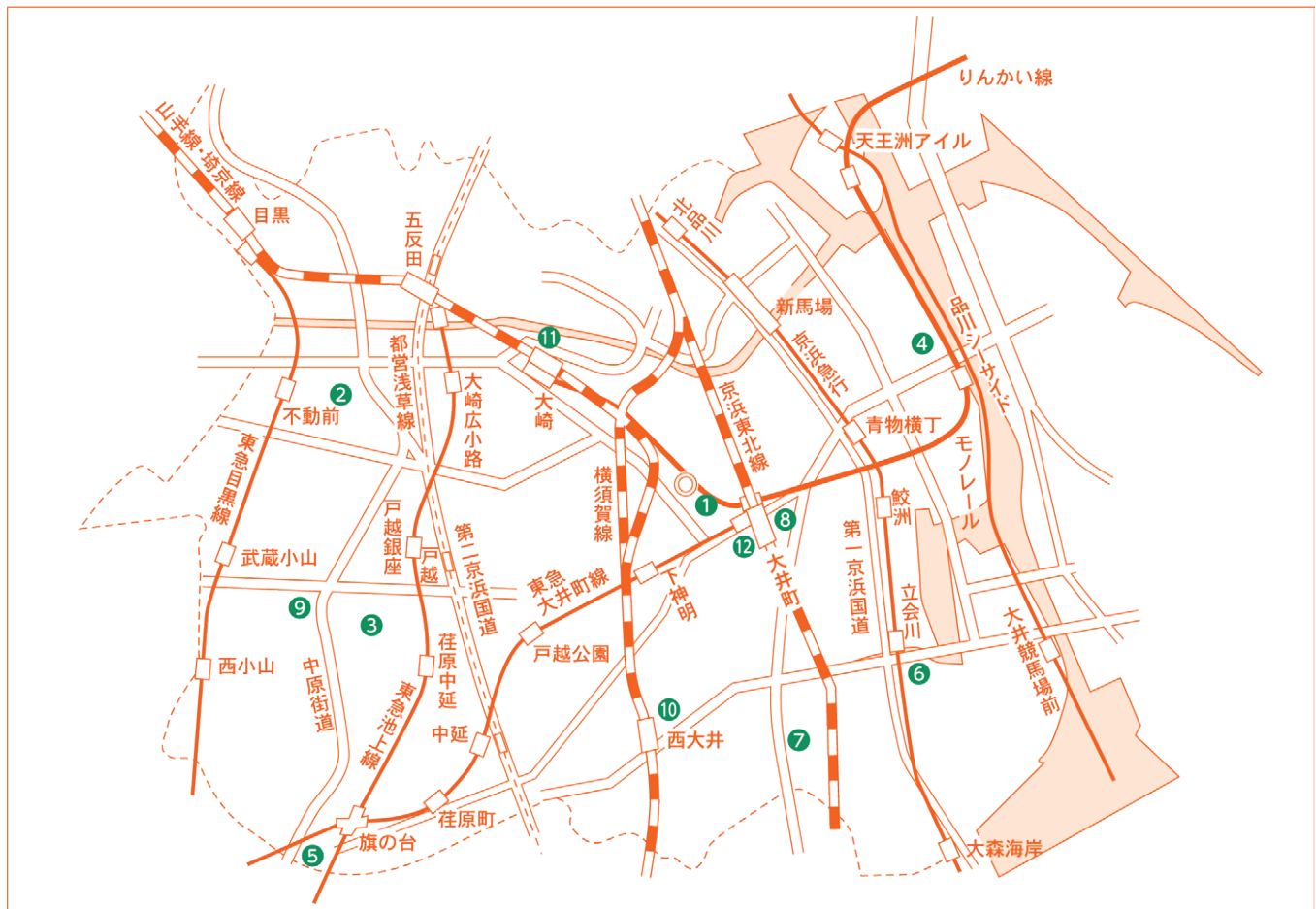
品川区は、「平和で心ゆたかな人権尊重の社会」の実現のため、1993年(平成5年)4月に人権尊重都市を宣言し、啓発活動や講演会、社会同和教育講座などを行っています。



区の木「しいの木」



区の木「かえで」



施設のご案内

◎品川区総合庁舎

〒140-8715 広町2-1-36 ☎3777-1111(代表)

文化観光戦略課

- ♥① 文化観光戦略課(第2庁舎6階) 広町2-1-36
☎5742-6835～7 ☎5742-6893
- ♥② 五反田文化センター 西五反田6-5-1
☎3492-2451 ☎3492-7551
- ♥③ 荏原文化センター 中延1-9-15
☎3785-1241 ☎5702-2843
- ♥④ 東品川文化センター 東品川3-32-10
☎3472-2941 ☎3472-2950
- ⑤ 旗の台文化センター 旗の台5-19-5
☎3786-5191 ☎5702-2846
- ♥⑥ 南大井文化センター 南大井1-12-6
☎3764-6511 ☎5493-7286
- ♥⑦ 品川歴史館 大井6-11-1
☎3777-4060 ☎3778-2615

品川文化振興事業団

- ♥⑧ きゅりあん 東大井5-18-1
☎5479-4100 ☎5479-4110
- ♥⑨ スクエア荏原※1 荏原4-5-28
☎5788-5321 ☎5788-5322
- ♥⑩ メイプルカルチャーセンター 西大井1-4-25
☎3774-5050 ☎3776-5342
- ♥⑪ O美術館 大崎1-6-2
(大崎ニューシティ2号館2階)
☎3495-4040 ☎3495-4192
- ♥⑫ 品川区民ギャラリー 大井1-3-6
(イトーヨーカドー大井町店8階)
☎3774-5151 ☎3774-5151

♥は、車椅子で利用できる施設のマークです。

※1 改修工事のため、ひらつかホールは2025年12月から2026年3月末まで、イベントホール・大中会議室は2025年12月から2026年2月末まで利用できません。

発行：品川区文化観光スポーツ振興部 文化観光戦略課

〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所第2庁舎6階

☎5742-6836 ☎5742-6893

2025年4月 編集：文化観光戦略課